

あかの民商ニュース

インボイス古物商等の古物の買取り等

「10月1日から消費者から自動車を買入れた場合どうすればよいのか」と相談がありました。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

問 103 では、(国税庁HPより)

「当社は、中古車販売業(古物商)を営んでおり、事業者および消費者から中古車の仕入れを行っています。適格請求書等保存方式の下では、消費者からの仕入れは、仕入税額控除を行うことはできないのですか」

回答

「古物営業法上の許可を受けて古物営業を営む古物商が、適格請求書発行事業者以外の者から同法に規定する古物(古物商が事業として販売する棚卸資産に該当するものに限り)を買った場合、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。したがって、貴社が消費者から中古車の仕入れを行った場合には、一定の事項が記載された帳簿を保存することで、仕入税額控除が認められます。」

なお、相手方が適格請求書発行事業者である場合は、適格請求書の交付を受け、それを保存する必要があります。

一定の事項とは以下の事項です

- ① 取引の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地※
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減対象である場合その旨)
- ④ 支払対価の額
- ⑤ 古物商特例又は質屋特例の対象となる旨

※ 古物営業法や質屋営業法上作成することとされている帳簿等(古物台帳等)に、取引の相手方の氏名や住所を記載することとされている場合に限り、消費税法上の帳簿に①の記載が必要となります。それ以外の場合、例えば、1万円未満の古物の仕入れなど、古物台帳に取引の相手方の氏名や住所を記載することとされていない場合については、消費税法上の帳簿にも①の記載は不要です。

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1904

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

消費税・インボイス学習会のご案内

- 日時 9月6日(水) ZOOM参加可
19時~20時30分
 - 場所 ユニゾンプラザ 5階中研修室
 - 講師 神田 知宣 税理士
参加費無料
 - ✓ 99%が騙された消費税の真っ赤な嘘
 - ✓ 消費税は平等で公平な税金なのか
 - ✓ 免税事業者は預かった消費税を「横領」しているのか?
 - ✓ インボイス制度で業者は生き残れるのか?
ZOOM参加希望の方は下記まで連絡を!
- 主催 消費税廃止新潟県連絡階(新商連)

TEL025-274-9661

民商共済会よりお知らせ

共済会主催のバスハイクの日程&大腸がん検診日程がきました。

バスハイクは10月29日

(日) 旅先は山形県の南陽市の赤湯温泉で疲れを癒そうということになりました。



参加費等は決まり次第お知らせします。

大腸がん検診は11月20・21日に回収としました。申込書もでき次第折込等でお知らせします。

9・24「柏崎大集会」

- 日時 9月24日(日) 午後12時45分〜
- 場所 柏崎アルフォーレ

原発ゼロ阿賀野の会では中型バスを手配して大勢で参加することを決めました。

バス参加の集合・出発時間と場所は左記の通りです。

出発時間 午前9時30分

集合場所 水原体育館前

昼飯(ちゅうはん)は各自でたがいてきて下さい。

